

令和3年第13回矢巾町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年12月20日(月) 13時10分～14時40分

2 開催場所 矢巾町役場 4階 大会議室

3 出席委員  
(15名)

会長 16番 中川和則  
会長職務代理者 15番 佐々木昭英  
委員 1番 金子忠博  
委員 2番 佐々木達也  
委員 3番 高橋かおる  
委員 4番 白澤克美  
委員 6番 川村良道  
委員 7番 川村和男  
委員 8番 佐々木博  
委員 9番 星川忠博  
委員 10番 藤原幸藏  
委員 11番 佐藤俊孝  
委員 12番 高原弘明  
委員 13番 阿部江利子  
委員 14番 白澤和実  
(欠席) 委員 5番 熊谷洋司

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会議録書記の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 業務の経過報告

日程第5 報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について

日程第6 報告第2号 農地法第18条の規定による農地の合意解約について

日程第7 報告第3号 転用許可等不要農地の現状変更届出について

日程第8 報告第4号 転用許可等不要農地の現状変更完了届出について

日程第9 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について

日程第10 議案第2号 農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する許否決定について

日程第11 議案第3号 農地法第3条の規定による賃借権設定許可申請に対する許否決定について

日程第12 議案第4号 農用地利用集積計画に対する意見決定について

日程第13 議案第5号 農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画の策定に対する意見決定について

5 説明員

農業委員会事務局

事務局長 高橋 保

主査 岩館 貴紀（産業観光課併任）

主任主事 藤原 佳芳里

6 会議の概要

議長

会議に先立ちまして、皆さまにお知らせします。

本日の総会にあたって、事前に議案書を送付しております。新型コロナウイルス感染症対策のため、議案の朗読は表題のみとし、時間を短縮して進行いたします。

質問、意見や討論等、発言の際は、挙手により発言の意思表示をお願いします。また、発言を許された方は議席番号と氏名を述べたうえで発言くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

本日の出席委員は15名であります。定足数に達していますので、会議は成立いたします。なお、5番熊谷洋司委員が欠席する旨連絡がありましたので、お知らせいたします。

ただいまから令和3年第13回矢巾町農業委員会総会を開会します。

それでは、あらかじめ皆様にお配りしている日程に従いまして進めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声》

議長

異議なしということで、日程に従いまして進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、当職より指名することにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

議長

それでは当職より指名します。10番藤原幸藏委員、11番佐藤俊孝委員、12番高原弘明委員をお願いいたします。

日程第2、会議書記の指名ですが、当職より指名することにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

議長

それでは、当職より指名いたします。農業委員会事務局、岩館貴紀主査 をお願いいたします。

日程第3、会期の決定ですが、本日1日とすることにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

議長

それでは、本日1日と決めます。

日程第4、業務の経過報告ですが、別紙により当職よりご説明いたします。

11月25日（木）農地協議を当職、佐々木昭英会長職務代理者、佐藤俊孝委員、高原弘明委員、高橋事務局長出席で行ってございます。

11月30日（火）あっせん事業を当職、金子忠博委員、事務局出席で行っております。あっせんの詳細につきましては後ほど全員協議会で、事務局から説明があります。

12月7日（火）いわてポラーノの会記念式典及び令和3年度東北・北海道ブロック女性農業委員・推進委員研修会が盛岡市アイーナで行われ、阿部江利子委員、高橋かおる委員が参加しております。

12月14日（火）マスタープラン実践塾が盛岡市サンセール盛岡で開催され、新任農業委員7名が参加しております

12月15日（水）農地転用現地調査を行っており、担当委員が現地に出向いております。

同日、午後から農地移動適正化あっせん会議及び運営委員会を開催し、5役、事務局で協議をしております。

12月16日（木）あっせん事業が行われ、当職、金子忠博委員、事務局で対応しております。

12月17日（金）令和3年度市町村農業委員会会長職務代理者・部会長等研修会が盛岡市教育会館で行われ、佐々木昭英会長職務代理者、以下白澤和実土地調整専門委員長、川村良道農政経済門委員長、川村和男生活文化専門委員長が出席しております。なお、この研修会で藤原幸藏委員が人・農地プラン実践化のモデル地区になりました法人サンやはばの人・農地プランの実践について、事例紹介を行っております。

12月20日（月）、本日、今年最後となります第13回矢巾町農業委員会総会に至っております。

以上になります。質問等ありますか。

《なしの声》

議長

では、次に進みます。

日程第5、報告第1号、農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

事務局

《報告第1号 朗読》

議長

補足説明を許します。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

事務局から補足説明をさせていただきます。

番号2につきましては、議案第4号と関連がありますので、よろしくお願ひいたします。

番号5については、相続人が町外の方ではありますが、現在も耕作放棄地化していないことから、今後も耕作されるものと思います。

番号6については、今年の春に貸借契約を結んでいる案件であり、耕作放棄地にはならないものと思います。

以上でございます。

議長

それでは、質疑がありましたら挙手願ひします。

《なしの声》

議長

では、次に進みます。

日程第6、報告第2号、農地法第18条の規定による農地の合意解約について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

事務局

《報告第2号 朗読》

議長

補足説明を許します。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 事務局より報告第2号につきまして補足説明させていただきます。  
番号1については、今後、別の方が、●●●●氏の農地を一括で借り受ける予定であり、解約したものです。  
番号2につきましては、●●●●氏、●●●●氏の話し合いにより今回解約となっております。議案第3号に関連として貸借契約の申請があります。  
以上でございます。

議長 それでは、質疑がありましたら挙手願います。

議長 《なしの声》

議長 では次に進みます。  
日程第7、報告第3号、転用許可等不要農地の現状変更届出について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

事務局 《報告第3号 朗読》

議長 補足説明を許します。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 事務局より補足説明させていただきます。  
報告第3号番号1につきまして、登記は田となっておりますが、現状が畑であるため、現状変更を提出したものです。現状が畑であるため、工事は不要であり、同日付で完了届を提出いただいております。報告第4号に完了届出で報告いたします。所有者には、登記の変更と鹿妻穴堰土地改良区への連絡を促しております。  
こちら現状はすでに畑であるため工事等不要であり、当日付で完了届出を提出いただいております。

議長 それでは、質疑がありましたら挙手願います。

議長 《なしの声》

議長 次に進みます。  
日程第8、報告第4号、転用許可等不要農地の現状変更完了届出について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

事務局 《報告第4号 朗読》

議長 補足説明を許します。

事務局 ありません。

議長 それでは、質疑がございましたら挙手願います。

事務局 はい、議長。

議長 はい、佐々木昭英会長職務代理者。

佐々木昭英職務代理者 はい、15番佐々木です。再度確認したいので、土地の表示、地目が田、現況が畑、そして完了届出のところの説明をもう一度お願いします。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 15番佐々木昭英会長職務代理者のご質問にお答えします。

こちらにつきましては、登記は田で現況は畑となっております。これはすでに水田ではない状況で、転作田となっております。そのことにより、工事等をせずに、同日付で完了届出をいただいております。

以上でございます。

議長 その他、質疑ありますか。

《なしの声》

議長 次に進みます。

日程第9議案第1号農地法第3条の規定による賃借権設定申請に対する許否決定についてを議題といたします。

議題については、事務局より朗読させます。

事務局 《議案第1号 朗読》

議長 補足説明を許します。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 事務局より、補足説明させていただきます。

お手元の別添農地法第3条調査書をご覧ください。3条許可要件が記載されております。番号1から番号5につきましては、これにより、農地法第3条第2項各号に該当していないと思われることから、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。

番号1と番号2は令和3年9月の農業委員会総会で空家に附属する農地として指定することを議決した農地であり、所有者は非農家ではありますが、別段面積1aを超える面積のため、所有権移転を認めるものです。

以上でございます。

議長 それでは12月15日に現地調査を行った農業委員から、調査結果等を報告願います。

川村良道委員 はい。6番川村良道です。報告させていただきます。

●●●●については、通常に耕作されていた農地であります。一方、●●●●、●●●●は、遊休農地化していた農地であります。当該農地は数回現地調査を行っております。

11月15日の現地調査では、農地の復旧は進んでいましたが、いまだ砂利やビニール片が多く含まれている状態であり、このままでの耕作は困難であり、砂利を除去後、再度、農地法第3条申請していただくことで所有者に話したところです。

12月15日の現地調査では、ビニール片は取り除かれており、砂利も大きなものは拾われていました。この農地を受ける●●●●氏は現状のまま所有権移転しても構わないという意向であり、砂利の除去とその後の営農について責任をもって行うことを記した書面の写しを提出いただいたおります。また、営農計画のヒアリングを行っており、耕作放棄地化と判断いたします。

以上でございます。

議長 その他、補足説明がありましたら説明願います。

《なしの声》

議長 それでは、質疑に入ります。

質疑がございましたら挙手願います。

《なしの声》

議長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。討論ございませんか。

《なしの声》

議長 討論なしと認めます。それでは、挙手により表決に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について、許可する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手多数（全員）》

議長 挙手多数ですので、許可することに決します。次に進みます。

日程第10、議案第2号、農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する許否決定について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

事務局 《議案第2号 朗読》

議長 補足説明を許します。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 事務局より補足説明させていただきます。

お手元の別添農地法第3条調査書をご覧ください。3条許可要件が記載されております。番号1から番号2につきまして、これにより、農地法第3条第2項各号に該当していないと思われることから、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。

番号1、番号2ともに貸し人が経営移譲年金を受けており、今年の12月末で契約が満了となるため、再度契約を結ぶものです。

以上でございます。

議長 それでは質疑に入ります。質疑がありましたら挙手願います。

《なしの声》

議長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。討論ございませんか。

《なしの声》

議長 討論なしと認めます。それでは、挙手により表決に入ります。

議案第2号、農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する許否決定について、許可する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手多数（全員）》

議長 挙手多数ですので、許可することに決します。次に進みます。

日程第11、議案第3号、農地法第3条の規定による賃借権設定許可申請に対する許否決定について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

事務局 《議案第3号 朗読》

議長 補足説明を許します。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 お手元の別添農地法第3条調査書をご覧ください。3条許可要件が記載されております。

番号1から2につきまして、農地法第3条第2項各号に該当していないと思われることから、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。

番号1については、以前より●●●●氏が耕作していた農地ではありますが、農地が未相続となっており、長年、相対契約となっておりました。今回、相続人の●●●●氏ほか1名が相続されましたので正式に賃借を結ぶものです。

番号2については、ご親戚の農地を賃借するため、金額が3,000円と安い金額となっております。また、隣接地には●●●●氏の農家住宅を建設予定であり、議案第6号に農振除外の案件として挙げられております。また、持ち分についてですが、賃借人のおひとりが相続登記していないことから、記載のとおり持ち分表記となります。

番号3につきましては、賃借人の●●●●氏のご子息が実家に戻って農業と一緒にっており、経営面積を拡大したい意向があったため、この度の申請となったところで

す。

以上でございます。

議長 それでは、質疑に入ります。

質疑のありましたら挙手願います。

佐藤俊孝委員 はい、議長。

議長 はい、11番佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員 はい、11番佐藤です。

番号2について、摘要欄に水利費負担についての記載がありませんが、どのような取り扱いとなりますでしょうか

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 11番佐藤俊孝委員のご質問にお答えいたします。

こちらにつきましては、地目が畑となっておりますので、水利費は発生しないと考えております。以上でございます。

佐藤俊孝委員 はい、議長。

議長 はい、11番佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員 畑も水利費が及ぶものがございます。地目が畑であるから水利費がないと解釈されているようですが、それを鹿妻穴堰土地改良区に確認された方がよろしいかと思えます。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 貴重なご意見ありがとうございます。この件も含めて、今後このような案件がありましたら、鹿妻穴堰土地改良区へ確認するようにしたいと思います。ありがとうございます。

議長 その他質疑ありますか。

《なしの声》

議長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。討論ございませんか。

《なしの声》

議長 討論なしと認めます。それでは、挙手により表決に入ります。

議案第3号、農地法第3条の規定による賃借権設定許可申請に対する許否決定について、許可する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手多数（全員）》

議長 挙手多数ですので、許可することに決めます。  
次に進みます。  
日程第12、議案第4号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

事務局 ≪議案第4号 朗読≫  
議長 補足説明を許します。  
事務局 はい、議長  
議長 はい、事務局。  
事務局 事務局より補足説明させていただきます。  
番号1につきましては、再設定となります。  
番号2につきましては、報告第1号で報告いたしました●●●●氏が相続されたことにより、貸借を設定するものになります。  
番号3、番号4、番号5につきましては、相続または再設定となるものになります。  
番号6、番号7につきましては、農地の所有者が農業者年金受給者となっており、今月で貸借が満了となることから、再設定するものになります。  
番号8につきましては、未相続の物件になりますが、耕作放棄地になりかけていた農地で耕作者を探してほしいとの相談があり、隣地を耕作している●●●●氏の承諾をいただき、申請されたものになります。  
以上でございます。

議長 それでは質疑に入ります。質疑がありましたら挙手願います。  
阿部江利子委員 はい、議長。  
議長 はい、13番阿部江利子委員。  
阿部江利子委員 番号5の●●●●氏の借賃ですが、10aあたり15,000円ほどになっています。さらに水利費負担となると合計20,000円近くなりますが、再度確認をお願いします。  
事務局 はい、議長。  
議長 はい、事務局。  
事務局 13番阿部江利子委員のご質問にお答えいたします。  
当該農地は畑となっており、先ほど佐藤俊孝委員からご指摘ありましたとおり、水利費が発生している可能性がありますので、土地改良区に確認いたします。いずれにしても、貸借は●●●●氏、●●●●氏、両者合意のもと、今までと同じ条件で再設定となります。以上でございます。

議長 その他質疑ありますか。  
佐藤俊孝委員 はい、議長。  
議長 はい、11番佐藤俊孝委員。  
佐藤俊孝委員 同じ質問となるかもしれませんがお許しいただければと思います。  
先ほどの鹿妻穴堰土地改良区の水利費について、地目が畑であっても水利費が発生するということに、疑問が生じなかったのか伺います。

事務局 はい、議長。  
議長 はい、事務局。  
事務局 11番佐藤俊孝委員のご質問にお答えいたします。



鹿妻穴堰土地改良区の水利費は、地目が畑でも発生する場合があることは把握しておりません。議案第3号の●●●●氏の案件につきましては、確認不足でございました。申し訳ございませんでした。

藤原幸藏委員

はい、議長。

議長

はい、10番藤原幸藏委員。

藤原幸藏委員

10番藤原です。私は鹿妻穴堰土地改良区の総代をしておりますが、これは賦課金が正式名称になります。水利費となると、畑にも賦課金が発生します。

その賦課金には1号、2号、3号とあり、その3号が畑の分になっています。ここの表示は賦課金にした方が良いと思いますがいかがですか。なお、鹿妻穴堰土地改良区では賦課金と表記しており、水代とは表現していません。

川村和男委員

はい、議長。

議長

はい、7番川村和男委員。

川村和男委員

7番川村です。畑に水利費があるということは畑かん事業が行われた畑ですか。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

7番川村和男委員のご質問にお答えいたします。こちらにつきましては事務局で把握しておりませんので、後刻答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

佐藤俊孝委員

はい、議長。

議長

はい、11番佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員

11番佐藤です。

この賦課金の関係ですが、土地改良区は施設等運営するために組合員の方々の同意を得て徴収する組織であり、賦課徴収にもいろいろあります。

例えば、水利費にあてるものや、事業の補助残の負担金にあてる特別徴収賦課金というものもあります。ですから一概に賦課金としても、維持管理や事業への負担金などいろいろパターンがありますので、広い意味の紛らわしい表現はやめた方がいいと思います。

私の意見としては、水利費という代名詞を使うのであれば、この表現でよろしいのではないのでしょうか。

あと、先ほどの川村和男委員からお話があった件ですが、畑かん事業は国営事業と県営事業の二つで事業が行われております。

よって畑かん事業地区にあっては必ず特別経常賦課金つまり事業費の負担金と、ここで表現されている水利費が受益の畑に賦課されます。この二つ賦課金が該当する畑地で徴収されているかと思えます。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

お答えいたします。皆さまからさまざまなご意見をいただきありがとうございます。

水利費の関係でお答えいたしますと、事務局に相談で来られる方では、この鹿妻の賦課金を、「鹿妻の税金」や「鹿妻の水代」と表現する方が多くいます。

事務局でもそのように表現する場合があります。これはわかりやすく説明するためです。この表現を賦課金とするのもひとつの方法ではありますが、広い意味で誰でもわかりやすく表現するのであれば、これまで通り水利費と表記するべきと判断します。よろしくお願いいたします。

議長 よろしいですか。  
《なしの声》

議長 それでは、今までどおり、水利費と表記いたします。  
その他質疑ありますか。

佐藤俊孝委員 はい、議長。

議長 はい、11番佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員 質問ではありません。事務局へのお願いになります。  
番号8につきまして、共有名義となっており、合わせて10分の10となっておりません。このあたり、先ほどの議案第3号にも同様のものがありました。委員の中でご理解いただいていると思われませんが、もし理解が及んでいない委員がいらっしゃれば、この案件に対する表決に影響が出てきます。よって、事務局において、この持ち分の考え方を付議していただければ委員皆さんの理解が高まるのではないかと思います。以上、意見となります。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 11番佐藤俊孝委員から貴重なご意見いただきましてありがとうございます。  
この持ち分についての考え方についてあらためて説明させていただきます。  
相続登記が終わっていない農地につきましては、法定相続人の3分の2以上の同意があれば、農地法第3条申請による貸借の手続きを行うことができることになっております。本日の案件につきましては、その条件をクリアしているものになります。しかし、今後、何らかのトラブルが発生しないためにも相続登記をすることを申請者には促しております。  
よろしく願いいたします。

議長 その他質疑ありますか。  
《なしの声》

議長 質疑なしと認めます。  
それでは、川村和男委員の質問について、後刻答弁がありますので、暫時の間、休憩といたします。  
  
《休憩 13:59》  
《再開 14:13》

議長 再開します。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

議長 先ほどの川村和男委員のご質問にお答えいたします。当該農地には畑かんの事業は入っていない模様です。以上でございます。  
このことについて、質疑ありますか。  
《なしの声》

議長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。討論ございませんか。  
《なしの声》

議長 討論なしと認めます。それでは、挙手により表決に入ります。  
議案第4号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、妥当な計画であるとして意見する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手多数（全員）》

議長 挙手多数ですので、妥当な計画であるとして意見することに決します。

藤原幸藏委員 はい、議長。

議長 はい、10番藤原幸藏委員。

藤原幸藏委員 はい、10番藤原です。次の議案については私が所属する法人の関係になりますので、退席の許可をお願いします。

議長 ただいま、10番藤原幸藏委員から退席の申し出がありましたので、退席を許可します。

《休憩 14:15》

《再開 14:16》

議長 再開します。

日程第13、議案第5号、農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画の策定に対する意見決定について、を議題といたします。議題について事務局より朗読させます。

事務局 《議案第5号 朗読》

議長 この議題に関しまして、詳細説明を町産業観光課をお願いしておりますので、担当者から詳細説明をお願いします。

産業観光課 はい、産業観光課併任しております岩館と申します。

私の方から議案第5号につきまして説明させていただきます。よろしくお願ひいたします。議案第5号につきましては、再配分の手続きとなります。

現在の耕作者である、●●●●の耕作地が飛び地となっているため、再配分の申出がありましたので、計画案を策定したものになります。優先順位検討表の中の配分理由においては、優先順位検討一覧表における、再配分の結果、●●●●に配分計画の案を策定して策定したものであります。賃料につきましては、前回より安い金額で設定となっておりますが、この金額につきましては、所有者の承諾が得られており、出し手と受け手合意の上、設定された金額であることをして申し上げます。

以上説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願ひいたします。

議長 それでは、質疑に入ります。

質疑がありましたら、挙手願ひます。

佐藤俊孝委員 はい、議長。

議長 はい、11番佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員 農用地利用配分計画（案）ですが、今までは10a当たり10,000円で、今後は8,000円となっておりますが、この差の理由は何かお知らせいただければと思います。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 1 1 番佐藤俊孝委員のご質問にお答えいたします。  
権利を受けていた「●●●●」、そして所有者であります組合員の●●●●氏と、今  
度、利用権を設定する「●●●●」と双方の合意のもとに、金額の設定があったと聞いて  
おります。以上でございます。

議長 その他質疑ありますか。  
《なしの声》

議長 それでは質疑なしと認めます。  
質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。  
討論ございませんか。  
《なしの声》

議長 討論なしと認めます。それでは、挙手により表決に入ります。  
議案第 5 号、農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画の策定に対する意見決定につ  
いて、妥当な計画であるとして意見する旨決するに賛成する委員の挙手を求めます。  
《挙手多数（全員）》

議長 挙手多数ですので、妥当な計画であるとして意見することに決します。  
1 0 番藤原幸藏委員が着席するまで休憩といたします。  
  
《休憩 14:25》  
《再開 14:26》

議長 再開いたします。  
日程第 1 4、議案第 6 号、矢巾農業振興地域整備計画の変更に係る協議に対する意見  
決定について、を議題といたします。議題について事務局より朗読させます。

事務局 《議案第 6 号 朗読》

議長 詳細説明を町産業観光課にお願いしておりますので、担当者から詳細説明をお願いし  
ます。

産業観光課 引き続き産業観光課併任の岩館から説明させていただきます。  
議案第 6 号につきましては、公共性の高い専用事業などに伴う農用地区域からの除外  
案件と、別の土地利用するため農用地区域からの除外の申し出が一件あったため、農用  
地利用計画の計画変更を行うものであります。  
まず、1 件目から 3 件目に関しましては、盛岡広域都市計画区域区分の変更に伴う除  
外となります。  
盛岡広域都市計画区域内において、平成 2 7、2 8 年度に行われました、都市計画基  
礎調査の結果、既存の市街化区域内において人口が居住するためのスペース、いわゆる  
人口フレームと言われるものが、将来的に足りなくなるという算定がなされており、今  
後、町内の優良農地において、無秩序な乱開発などが発生する恐れがあり、農地のスプ  
ロール化を防ぐ観点から、市街化区域編入を前提に、宅地開発用地を計画的に誘導する  
必要があります。  
既存の市街化区域にはまとまった宅地はなく、市街化区域辺縁部の白地地域について  
検討しましたが、適地がないためやむなく具体的開発計画を提示されている今回の 3 地  
区において、市街化区域編入を行うため農振除外を行うものであります。

4件目につきましては、農家住宅及び農機具格納庫などを建築するために除外するものであります。申出者は●●●●氏です。

申出者は現在、町内の賃貸住宅に居住し、盛岡市のほ場へ通いながらミニトマトと薬草。どちらも露地栽培であります。営農しております。

今回、町内の農地を取得することとなり、新たにビニールハウスを建設し、施設栽培を行う予定であります。

当該農地を今後、営農拠点とするべく、隣接地において、住宅及び農機具格納庫を建設するものであります。

なお、今回、取得する農地につきましては、議案第3号でご承認いただいた農地であることを申し添え、説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

加えて補足説明をいたします。この農振除外につきましては、かねてからご協議いただいております藤沢地区、田中地区、下花立地区の農地になります。本日、農業委員会総会に諮り、意見を経てから、来月1月に開催される矢巾町都市計画審議会で矢巾町としての意見を付議し県に提出する予定と聞き及んでおります。

以上でございます。

議長

それでは、質疑に入ります。

質疑がありましたら、挙手願います。質疑ございませんか。

藤原幸藏委員

はい、議長。

議長

はい、10番藤原幸藏委員。

藤原幸藏委員

10番、藤原委員です。田中地区と下花立地区で「●●●●」が耕作している面積は6.5ヘクタールありますが、法人の方から代替地について相談はなかったのでしょうか。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

10番藤原幸藏委員のご質問にお答えいたします。

「●●●●」から代替地の相談は伺ってはいない現状であります。やはり、経営面積の減少は、法人の今後の営農計画に支障があると思われれます。

昨年度、人・農地プランの実践モデル地区という形で、「●●●●」の農地の集約化がだいぶ進んでおります。今後、代替地のご相談であったら農業委員会にお話しいただければと思います。

以上でございます。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

補足で説明をさせていただきます。

今回の●●●●の約6ヘクタールの農地が無くなるということは、大きく営農に支障をきたすと思っております。しかしながら、その代替地約6ヘクタールを確保することは、非常に難しいと考えます。先ほど事務局から説明いたしました人・農地プランの実践化で出し手、受け手の調整をしていくとなると思います。また、当該農地の所有者からは農地が無くなるがどうすればよいかとの相談は受けております。

それ以外の市街化区域拡大に係る農地所有者で、農地の代替地が欲しい、どこでもいいから欲しいというご相談も受けておりますが、そうすると現在進めております人・農地プランの実践での集積・集約が全く崩れてしまいます。しかも欲しい方は高値でも農地を買いたいという方もいまして、これでは町内の農地価格も壊れてしまいます。

一定の面積の確保をするためには、どちらかの集落全体を耕作するなどの方法もあると思いますが、これについてはすぐには解決できないものであり、いろいろなご意見をいただきながら進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長 その他質疑ございますか。

《なしの声》

議長 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はございませんか。

佐藤俊孝委員 はい、議長。

議長 はい、11番佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員 11番佐藤です。議案第6号矢巾農業振興地域整備計画の変更に係る協議に対する意見決定について、賛成の意見をいたします。

この農振除外の三つの地域については、これまでもこの計画についての妥当性について当委員会に対し、事前協議していたことは承知しております。

今回この資料にありますとおり、町の総合計画で掲げている人口三万人構想の計画について、それが承認されているわけです。

今の人口拡大状況、さらに市街化区域の住宅事情を見てお分かりのとおり、致知ある計画を立てなければならない状況とっております。今回の三地域の都市計画の拡大というところは致知ある計画といわざるを得ないと承知しております。

それからもう一点。●●●●氏の、農業振興地域整備計画の変更についても、これから、ご自身が農業経営や農業振興を進める上で必要不可欠であると思われまますので、賛成する立場で討論いたします。

以上です。

議長 その他、討論ありますか。

《なしの声》

議長 討論なしと認めます。挙手による表決に入ります。

議案第6号、矢巾農業振興地域整備計画の変更に係る協議に対する意見決定について、変更するに妥当な計画であるとして意見する旨決するに賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手多数（全員）》

議長 挙手多数ですので、変更するに妥当な計画であるとして意見することに決めます。

以上で議事の全てを終了しましたので、総会は閉会といたします。

皆さま、大変お疲れ様でした。

《終了 14:40》

以上は、令和3年12月20日、矢巾町役場大会議室において開催された、令和3年第13回矢巾町農業委員会総会の経過及び結果であり、その相違なきことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 会 長

議事録署名人 番

議事録署名人 番

議事録署名人 番